

# 質問回答書

件名：秋田市家屋評価システム機器等賃貸借

回答年月日：令和5年1月18日

No.	質問内容	回答
1	秋田市家屋評価システム機器等賃貸借（システム）仕様書「6 既存家屋評価システムデータ移行作業」に記載のデータ移行とは、現行の家屋評価システムに登録されているデータ（平成20年4月～令和5年3月末入力分まで）を図面データも含め検索、表示、印刷、複写再利用、修正（再計算）が行えるようにデータ移行するという理解で宜しいでしょうか。	<p>データ移行とは、秋田市家屋評価システム機器等賃貸借（システム）仕様書「6 既存家屋評価システムデータ移行作業」に記載のとおり、下記項目について閲覧・加除・修正できることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・字コードや構造コードなどの家屋評価マスタ情報</li><li>・評価基準年度や所有者名などの家屋基本情報</li><li>・描画した作図などの図面情報</li><li>・再建築費評点数や評価額などの評価結果情報</li><li>・計算書などの帳票データ</li></ul> <p>加除・修正とは、評価額や図面を修正する際に、あらためて作図しなくても既存のデータを元に一部分のみ修正し、家屋全体の作図、評価額の再計算が行えることとなります。</p>
2	データ移行の件数はどのくらいでしょうか。	秋田市では年間約2,500件の新增築および再評価の台帳が作成されるため、平成20年4月～令和5年3月末までの15年間でおおよそ37,500件の台帳がデータ移行の対象となります。

担当 秋田市企画財政部 資産税課 家屋担当  
T E L 018-888-5479  
F A X 018-888-5478